

○小型船造船業法

1. 案内情報

①手続名	小型船の製造業・修繕業に係る申請等
②手続根拠	小型船造船業法第4条・第10条第2項・第14条第1項・第14条第3項・第16条第1項・第16条第2項
③手続対象者	小型船（総トン数20トン以上500トン未満又は長さ15メートル以上50メートル未満の鋼船。総トン数20トン以上又は長さ15メートル以上の木船）の製造業・修繕業を始めようとする方又は既に実施している者
④提出時期	小型船の製造業・修繕業を始めようとする時 主任技術者を選任した時又は自ら主任技術者になった時 特定設備を変更しようとする時 登録事項に変更があった時 事業を休止した時 事業者が死亡した時 法人が合併により解散した時 事業を廃止した時
⑤提出方法	登録申請書、届出書に必要事項を記載のうえ、工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所へ提出してください。
⑥手数料	新規登録：90,000円（登録免許税）
⑦添付書類・部数	○新規登録申請書 添付書類 ・事業場の図面 ・小型船造船業法第7条第1項各号に該当しない旨を証するに足る書類 ・既存の法人にあっては、定款及び登記簿の謄本 ・法人を設立しようとする者にあっては次の書類 （1）定款 （2）発起人又は設立者の名簿 ・個人にあっては、戸籍抄本 ・事業場の位置を示す図面 ・特定設備の配置を示す図面 ・事業計画書 ○主任技術者の選任等の届出書 添付書類 ・当該届出に係る主任技術者が、法第11条第1項各号又は第2項各号の1に該当すること及び同条第3項に規定する者に該当しないことを証するに足る書類 ○変更登録申請 添付書類 ・特定設備の配置を示す図面 ・事業計画書 ・小型船造船業登録済証 ○登録事項変更届出書 ・小型船造船業登録済証 ○死亡、合併による解散、事業の廃止の届出

	・小型船造船業登録済証 なお、提出部数は、工場等の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部及び総合事務局を含む。）、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせ下さい。
⑧申請書様式	新規登録申請書（小型船造船業法第5条） 主任技術者の選任等の届出書（小型船造船業法第10条第2項） 変更登録申請（小型船造船業法第14条第1項） 登録事項変更届出書（小型船造船業法第14条第3項） 事業の休止の届出（小型船造船業法第16条第1項） 死亡、合併による解散、事業の廃止の届出（小型船造船業法第16条第2項）
⑨記載要領・記載例	工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

①提出先	工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所へ提出してください。																						
③相談窓口	工場等の所在地を管轄する地方運輸局、運輸支局又は海事事務所にご相談下さい。 なお、地方運輸局の相談窓口は次のとおりです。 <table border="0"> <tr> <td>国土交通省北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課</td><td>0134-27-7214</td></tr> <tr> <td>東北運輸局海事振興部海事産業課</td><td>022-791-7512</td></tr> <tr> <td>関東運輸局海事振興部船舶産業課</td><td>045-211-7223</td></tr> <tr> <td>北陸信越運輸局海事部海事産業課</td><td>025-244-6113</td></tr> <tr> <td>中部運輸局海事振興部船舶産業課</td><td>052-952-8020</td></tr> <tr> <td>近畿運輸局海事振興部船舶産業課</td><td>06-6949-6425</td></tr> <tr> <td>神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課</td><td>078-321-3148</td></tr> <tr> <td>中国運輸局海事振興部船舶産業課</td><td>082-228-3679</td></tr> <tr> <td>四国運輸局海事振興部船舶産業課</td><td>087-825-1185</td></tr> <tr> <td>九州運輸局海事振興部船舶産業課</td><td>092-472-3158</td></tr> <tr> <td>沖縄総合事務局運輸部船舶船員課</td><td>098-862-1454</td></tr> </table>	国土交通省北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	0134-27-7214	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512	関東運輸局海事振興部船舶産業課	045-211-7223	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-244-6113	中部運輸局海事振興部船舶産業課	052-952-8020	近畿運輸局海事振興部船舶産業課	06-6949-6425	神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課	078-321-3148	中国運輸局海事振興部船舶産業課	082-228-3679	四国運輸局海事振興部船舶産業課	087-825-1185	九州運輸局海事振興部船舶産業課	092-472-3158	沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-862-1454
国土交通省北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	0134-27-7214																						
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512																						
関東運輸局海事振興部船舶産業課	045-211-7223																						
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-244-6113																						
中部運輸局海事振興部船舶産業課	052-952-8020																						
近畿運輸局海事振興部船舶産業課	06-6949-6425																						
神戸運輸監理部海事振興部船舶産業課	078-321-3148																						
中国運輸局海事振興部船舶産業課	082-228-3679																						
四国運輸局海事振興部船舶産業課	087-825-1185																						
九州運輸局海事振興部船舶産業課	092-472-3158																						
沖縄総合事務局運輸部船舶船員課	098-862-1454																						

3. 手続情報

①審査基準	小型船造船業法施行規則第5条
②標準処理期間	15日以内（ただし、特定設備の工事・確認等に要する期間は除く。）
③不服申立方法	（行政不服審査法の規定による。）